

# 広報活動

JICAは、本部をはじめ17の国内機関と60カ所を超える在外事務所などの拠点を通じ、国内外の方々へ幅広く積極的な広報活動を行っています。

## ■ 広報戦略と実績

国際協力に対するいっそうの理解と参加の促進のため、JICAは、国際社会の抱える課題や国際協力を通じた取り組みなどの情報を、一般の方々および研究者やメディア関係者等、さまざまな方々の興味・関心に応える形で積極的に発信しています。

一般の方々向けには「イシュー広報」を強化しています。具体的には、開発途上国を取り巻く課題の解決にどんな意味があるのか、解決に向けてどんな取り組みがなされていて、どのような成果をあげているのか、具体的事実を中心にヒューマンストーリーも交えながら、ウェブサイト等を通じて発信しています。

2010年度は、日本人の日常生活がどれだけ途上国に依存しているかを示すため、前年度に行った「日本・途上国相互依存度調査」の結果をもとに、小中学生向け、中高生向け、一般の方向けに分けてウェブサイトや冊子にまとめました。

### ■ 小中学生向け

「世界は、キミにつながっている」(動画)

ウェブサイト/DVD

### ■ 中高生向け

「どうなってるの？ 世界と日本」 ウェブサイト/冊子

### ■ 一般の方向け

「ひとりじゃ生きられないニッポン」(Q&A形式)

ウェブサイト/書籍

「依存大国日本」(動画) ウェブサイト/DVD

「DATABOOK 2010」(データの数値や解説)

ウェブサイト/冊子



無収水対策の上水道管理に関する研修コースを見学、取材する各国メディア関係者

報道メディア向けには本部、海外拠点、国内機関より、タイムリーなプレスリリース発信を行っています。また話題のテーマを取り上げた記者勉強会を実施し、最近の動きについて説明しています。さらに各国の報道メディア向けに、途上国における協力事業や日本で実施している研修の現場を実際に見ていただく場も提供しています。2010年度はアジアと中東11カ国のメディア関係者を日本に招き、「水」をテーマに、日本の技術や事業運営ノウハウを紹介しました。また、学界、政治・経済界などのオピニオン・リーダー層に対しても、日本社会が直面する課題と国際協力の必要性を理解いただくための取り組みを実施中です。

さらに2010年度はツイッターを開始し、JICAの活動紹介の場を増やしています。

海外への情報発信については、ウェブサイトや英文広報誌などを活用して強化しています。定期的な特集記事の掲載や、ニュース等の迅速な掲載・更新などで英文ウェブサイトをさらに充実させたほか、フランス語のウェブサイトをリニューアルしました(2010年7月オープン)。

## ■ 国内機関・在外事務所の広報の取り組み

### JICA地球ひろば(東京)

<http://www.jica.go.jp/hiroba/index.html>

### なごや地球ひろば(名古屋)

<http://www.jica.go.jp/nagoya-hiroba/index.html>

「地球ひろば」は、開発途上国を中心に世界が抱えるさまざまな問題についてわかりやすく学んでいただくことを目的に設立された、市民参加による国際協力の拠点です。現在、東京・広尾と愛知県名古屋市の2カ



日本・途上国相互依存度調査 <http://www.jica.go.jp/world/interdependence/index.html>



国際協力経験のある地球案内人が展示内容をわかりやすく説明します (JICA地球ひろば)



講義を聞く研修生を撮影するクルー (チュニジア事務所の取り組み)



カンボジア側とのプロジェクト合意時の様子 (JICA沖縄の取り組み)

所にあり、見て・聞いて・触って体感できる企画展示が好評です。国際協力にかかわる市民団体の情報発信や交流、研修の拠点としても利用されています。

また、国内機関、在外事務所でも以下のようにさまざまな広報の取り組みを行っています。

### チュニジア事務所：アフリカ諸国向け広域広報「短編テレビ番組の制作・放送」

第4回アフリカ開発会議(TICAD IV)のフォローアップとして進められている、アフリカ地域の母子保健の取り組みをセネガル事務所と協力してまとめ、10分の短編番組を製作。32カ国で延べ78回放送されました。

### JICA沖縄：

#### 在外事務所との連携「平和を希求するところ」

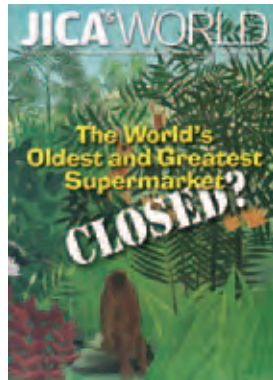
沖縄県平和祈念資料館と共に、カンボジア事務所、タイ事務所とも連携して、平和協力に関する広報活動を多角的に実施しました。

### 各種刊行物

月刊広報誌「JICA's World」のほか、JICAによる国際協力事業をより深く知っていただくため、各種パンフレット、リーフレットなどを作成、配布しています。



JICA's World



JICA's World (英語版)

### オフィシャルサポーターから発信

JICAオフィシャルサポーターである北澤豪さんが、2010年度はフィリピンを訪れました。深刻なごみ問題やマングローブ林の減少等の環境問題に対する、JICAや日本のNGOによる支援活動を視察いただきました。訪問の様子はウェブサイトや広報誌に掲載しています。



深刻なごみ問題を抱えるフィリピンで、JICAはごみからのリサイクル商品製作を支援中。ストローでできたバッグを手に取る北澤さん

2010年度の「JICA's World」では、ミレニアム開発目標国連首脳会合、難民条約発効60周年の行事にあわせて、日本の国際協力の取り組みを紹介したり、今まで国際協力にあまり縁のなかった方にも興味をもっていただけるように、鉄道やスポーツ分野における支援活動の特集を行いました。

### ウェブサイト <http://www.jica.go.jp/>

ウェブサイトでは、JICAの活動内容や支援先の国々について、詳しく知ることができます。また、開発途上国や協力現場の写真の閲覧・貸出受付も行っています。

2010年度は、JICAの協力事業の現場をわかりやすく、幅広く紹介するために、新たに「ODA見える化サイト」を立ち上げました。ひとつの案件に対して多くの写真を掲載し、案件の始まりから終わりまでがわかるように工夫をしています。



# 情報公開

JICAでは、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年12月5日法律第140号)第二十二条に基づき、以下の案内をはじめウェブサイトなどで情報公開を行っています。

## 組織に関する情報

規程法令集、組織・事業概要、組織図、役員の報酬・退職手当の支給基準、職員の給与および退職手当の支給基準等

## 業務に関する情報

事業計画書、業務報告書、事業実績表、年次報告書等

## 財務に関する情報

財務諸表(貸借対照表、損益計算書を含む)、決算報告書、監査報告書等

## 組織・業務・財務についての評価・監査に関する情報

業績評価資料、行政評価および監視報告書、監事意見書、会計検査報告書等

## 調達・契約に関する情報

随意契約に関する情報、入札状況一覧等

## 関連法人に関する情報

資金供給業務としての出資先、関連公益法人の状況等年次報告書(和文・英文)

## もっと詳しく調べる

JICAウェブサイトから詳細がご覧いただけます。

### 情報公開について

[JICAトップページ](#) >> [情報公開](#)

URL : <http://www.jica.go.jp/disc/index.html>

### 個人情報保護制度について

[JICAトップページ](#) >> [JICAについて](#) >> [概要](#)

>> [個人情報保護制度](#)

URL : <http://www.jica.go.jp/personal/index.html>

請求区分	(参考)					計	
	2010年度	2009年度	2008年度	2007年度	2006年度		
郵送	20	8	27	26	31	112	
受付窓口	本部	13	24	46	25	59	167
	国内機関	0	0	0	0	0	0
他機関からの移送受付	0	0	0	0	0	0	
合計	33	32	73	51	90	279	

処分区分	(参考)					計	
	2010年度	2009年度	2008年度	2007年度	2006年度		
処理済	全部開示	3	5	11	16	19	54
	部分開示	20	24	54	30	68	196
	不開示	9	2	6 (2)	4	5	26 (2)
	取下げ	1	1	0	1	1	4
	他機関に全部移送	0	0	0	0	0	0
合計	33	32	71	51	93	280	
JBIC承継分を含む合計			73			282	

注：1. この表は、受け付けた開示請求1件ごとのまたは他の機関から移送された事案1件ごとの処理状況を分類したものです。  
 2. 「他機関に全部移送」とは、受け付けた開示請求事案を法第12条もしくは第13条に基づき他の機関にすべて移送したことで処理済としたものを示しています。1事案を分割して複数の行政機関に移送している場合も1件としてカウントしています。また、受け付けた開示請求事案の一部を他の行政機関に移送したものは、「他機関に全部移送」にはカウントせず、移送しなかった部分を1件として、「開示決定等の措置済」、「取下げ」または「処理中」のいずれかに計上しています。  
 3. 「取下げ」は、開示請求をいったん受け付けた後に、開示請求者から開示請求を取り下げる旨の申し出があり、その結果開示決定等を行わずに処理済となったものを指します。なお、受付段階において情報提供を行ったことにより開示請求者が開示請求を取りやめたものなど、受付がなされていないものは対象としていません。  
 4. 2008年10月1日、国際協力銀行の組織分離・統合に伴い、1件(処分区分：不開示)を、株式会社日本政策金融公庫と連名にて処分を行いました。同1件は、上記の表には含まれません。



# コンプライアンス

## JICAのコンプライアンス・ポリシー

- ①独立行政法人として、業務内容及び財務基盤の両面にわたり、運営の透明性・公正性を高め、国民の信頼を確保します。
- ②開発援助により国際経済社会の健全な発展に寄与し、国際社会における信頼を確保します。
- ③開発途上地域のニーズに応え、機動的に質の高い業務を実現します。
- ④業務遂行に当たり、自然環境及び社会環境に配慮します。
- ⑤広く社会とのコミュニケーションを図り、透明性の高い組織風土を保ちます。

JICAは、独立行政法人として、高い社会的責任と公共的使命を有しています。こうした社会的責任と国民、国際社会からの期待に適切に応えていくとともに、行政改革やODA改革等JICAを取り巻く環境の変化も踏まえ、法令、内部規程および社会規範に則した透明、公正な業務運営の確保がますます重要となっており、こうした適正な業務運営を徹底すべく、コンプライアンス態勢の強化が求められています。

こうした認識の下、JICAは、コンプライアンスを組織として取り組むべき経営の最重要課題のひとつと位置づけ、下記の行動理念をコンプライアンス・ポリシーとして定めて実践に努めています。

具体的には、独立行政法人通則法に基づく、監事による監査や会計監査人による監査に加え、理事長直属の内部監査担当部門として、他部門から独立した監査室が定期的に監査を実施し、JICAの業務が適正かつ効率的に遂行されるよう努めています。

また、法令、内部規程違反などを未然に防止し、適切に対処するとともに、再発防止に資することを目的とする事故報告制度と内部通報制度を設けています。加えて、コンプライアンスに関する諸事項を審議・検討するため、副理事長を委員長としたコンプライアンス委員会を設置しています。これらを通じ、コンプライアンス・ポリシーを遵守・実現する態勢を整え、

JICAの業務運営の公正性の確保を図っています。

さらに、JICAのコンプライアンス・ポリシー、遵守すべき法令、ルール、社会的要請等を整理・体系化し、多様な問題をわかりやすく解説したコンプライアンス・マニュアルを全役職員に配布し、各役職員の行動上の指針としています。また、2010年度は、各在外拠点ごとに当該国の法令や社会慣習など留意すべき事項をまとめた、各国版のコンプライアンス・マニュアルも作成しました。

こうした基盤のうえに、コンプライアンス委員会で決定したコンプライアンス・プログラムに基づき、毎年、役職員を対象に意識調査や研修を実施するなど、各種の取り組みを通じて、役職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上に努めています。

# 新環境社会配慮ガイドライン

## ■ 新環境社会配慮ガイドラインの施行

旧JICA、旧JBICがそれぞれ運用してきた環境社会配慮のためのガイドラインおよび異議申立手続要綱を見直し、2010年7月1日に新環境社会配慮ガイドライン(以下新ガイドライン)と新異議申立手続要綱が施行されました。新ガイドラインの特色は以下のとおりです。

### 1. 有償資金協力、無償資金協力、技術協力に共通の手続きを設定したこと

有償資金協力は旧JBIC、無償資金協力、技術協力は旧JICAのガイドラインが適用されてきましたが、これらをひとつのガイドラインに統合しました。

### 2. 確認すべき環境社会配慮要件が強化されたこと

旧JICA、旧JBICのガイドラインでは遵守すべき基準として開発途上国における要件を挙げていましたが、新ガイドラインでは、世界銀行のセーフガード政策と大きな乖離がないことを確認することとなり、同政策との整合性が高まりました。

### 3. 環境社会配慮助言委員会の関与を拡大させたこと

協力準備調査(調査段階)、環境レビュー(審査段階)、モニタリング(実施段階)において、JICAからの報告に対して、必要に応じ助言を行うことになりました。

### 4. 情報公開の対象を拡充したこと

情報公開の対象に相手国政府の環境許認可証明書、住民移転計画、先住民族計画、モニタリング結果が加わりました。また、環境レビューの前に、主要な報告書を公開することになりました。

開発プロジェクトの実施に際しては、大気、水、土壌への影響、生態系などの自然への影響、非自発的住民移転、先住民族の人権など、さまざまな環境社会面への望ましくない影響が想定されます。持続可能な開発を実現するためには、これら環境社会面への影響を開発事業に内部化することが不可欠です。その内部化に向けた取り組みが「環境社会配慮」であり、この配慮に必要なJICAの責務と手続き、相手国に求める要件を示しているのが「環境社会配慮ガイドライン」です。



インドにおける住民協議の様子

また、異議申立手続要綱では、環境社会配慮ガイドラインの不遵守による被害(またはその可能性)に関し、当該国の住民によるJICAへの異議の申し立て方法、理事長直属の異議申立審査役による調査など、紛争の解決に向けた関係者の対応を促すための一連の手続きを示しています。

新ガイドラインと新異議申立手続要綱は、2010年7月1日以降に要請を受けたプロジェクトに対して適用しています。適用対象となる協力事業は、

- a. 有償資金協力
  - b. 無償資金協力(除く国際機関経由)
  - c. 外務省が自ら行う無償資金協力についてJICAが行う事前の調査
  - d. 開発計画調査型技術協力
  - e. 技術協力プロジェクト
- およびこれらの協力準備調査です。

## ■ 環境社会配慮確認の手続き

環境社会配慮確認は、プロジェクト実施に関する意思決定の重要なプロセスです。新ガイドラインでは、環境社会配慮確認の手続きとして、プロジェクトに影響の度合いに応じてカテゴリ分類する「スクリーニング」、プロジェクトの環境社会配慮について確認を行う「環境レビュー」、意思決定後の「モニタリング」の3つを実施することとしています。

具体的には、スクリーニングでは相手国などから提

供されるスクリーニングフォームに基づき、プロジェクトを環境への影響度に応じて4つのカテゴリに分類します。その結果はウェブサイトで公開しています。相手国などが準備した環境社会配慮文書に不足がある場合は、必要に応じて、JICAが協力準備調査を実施し、相手国などの環境社会配慮手続きを支援することもあります。

次に、カテゴリ分類に応じて環境レビューを実施します。例えば、カテゴリAのプロジェクトは、相手国などから提供される環境アセスメント報告書等をもとに、現地実査を含む環境レビューを行います。環境レビュー結果は、「事業事前評価表」として、合意文書締結後にウェブサイトで公開します。

なお、カテゴリA案件および必要と認められたカテゴリB案件については、環境社会配慮助言委員会が、環

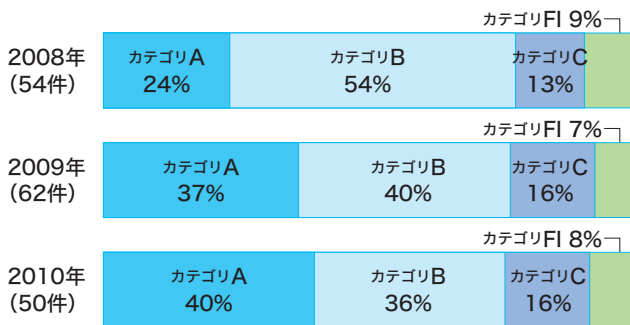
境レビュー、モニタリングの各段階において、JICAへの助言を行うこととなります。

### カテゴリ分類

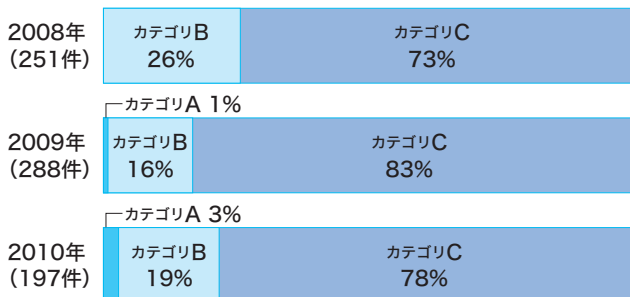
カテゴリ <b>A</b>	環境や社会への重大で望ましくない影響のある可能性をもつようなプロジェクト。原則として下記のプロジェクトが含まれる。 ①影響を及ぼしやすいセクターのプロジェクト ②影響を及ぼしやすい特性をもつプロジェクト ③影響を受けやすい地域あるいはその近傍に立地するプロジェクト
カテゴリ <b>B</b>	環境や社会への望ましくない影響が、カテゴリAに比して小さいと考えられるプロジェクト
カテゴリ <b>C</b>	環境や社会への望ましくない影響が最小限かあるいはほとんどないと考えられるプロジェクト
カテゴリ <b>FI</b>	JICAの融資などが、金融仲介者などに対して行われ、JICAの融資承諾(あるいはプロジェクト審査)前にサブプロジェクトが特定できないプロジェクト

### JICA事業のカテゴリ分類割合の推移

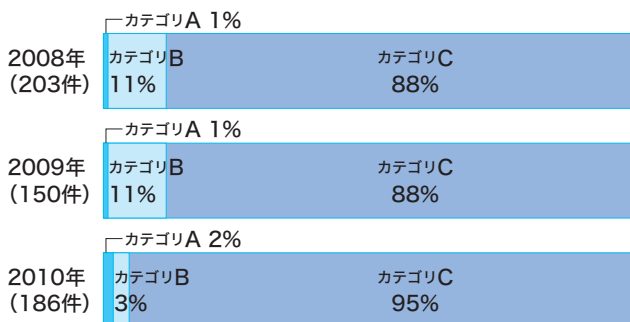
#### ■有償資金協力



#### ■無償資金協力

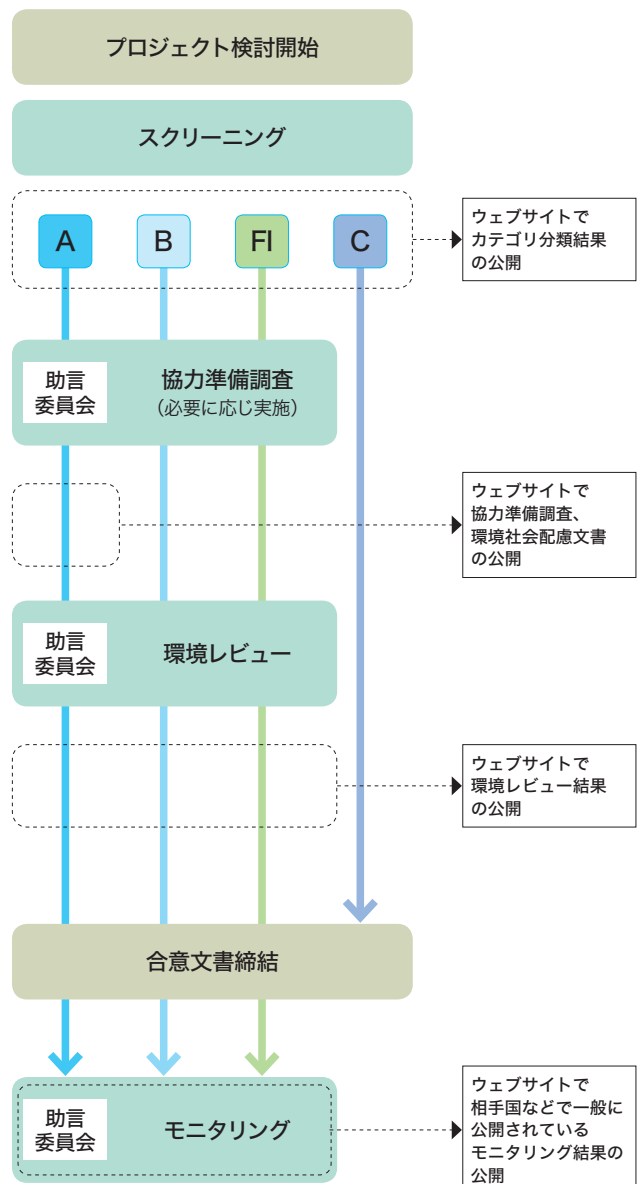


#### ■技術協力 (技術協力プロジェクトおよび開発計画調査型技術協力)



※ ( )内の数字は合意文書締結案件数

### 環境社会配慮確認の手続き



実施体制



## ■ 環境社会配慮監理課の設立

プロジェクトの環境社会配慮についての責任は相手国等の実施主体者にありますが、プロジェクトに協力するJICAがその取り組みを確認し、必要な支援や措置を行うことが重要です。

新ガイドラインでは、JICAは実施中のプロジェクトにおけるモニタリング情報の公開、モニタリング状況に関する環境社会配慮助言委員会への報告等、モニタリング段階におけるいっそうの取り組みを行うことになっています。これに対応するために、審査部内の組織を改編し、新たに「環境社会配慮監理課」を設置しました。

環境社会配慮監理課は、プロジェクトの運営・管理を担当している地域部、課題部、資金協力支援部、在外事務所と共に、プロジェクトの実施段階において環境社会配慮が適切に行われていることを確認するとともに、専門家と協力しつつ支援・助言を行います。また、モニタリングによって得られた教訓をJICA内に蓄積し、新規案件の審査や運営管理に反映していくための取り組みを行います。

## ■ 環境社会配慮助言委員会の活動

JICAは、新ガイドラインの施行に合わせて、協力事業における環境社会配慮の支援と確認に関する助言を得るために、外部の専門家からなる環境社会配慮助言委員会を第三者的機関として常設しています。この委員会は、JICAによる事業の意思決定にあたり、外部に環境社会配慮面の助言を求めるJICA独自のシステムです。

助言委員会は、環境法制度、生態系、住民移転、住民参加等、さまざまな専門性を有する19名の委員(学識者、NGO等)から構成されます。委員会における協議を通して、環境社会配慮上のリスクが低減されることが期待されます。

助言委員会は公開の場で開催されます。助言内容や議事録も公開され、JICAの意思決定の透明性、信頼性を高め、JICAの意思決定を「見える化」させる役割も担っています。

2010年度は、2010年7月の委員会設立後から、案件ごとに数名の委員で検討を行い助言案を作成するワーキンググループ会合が22回、全委員が参集して



インドネシアにおける現地踏査を通じた環境社会配慮確認



環境社会配慮助言委員会

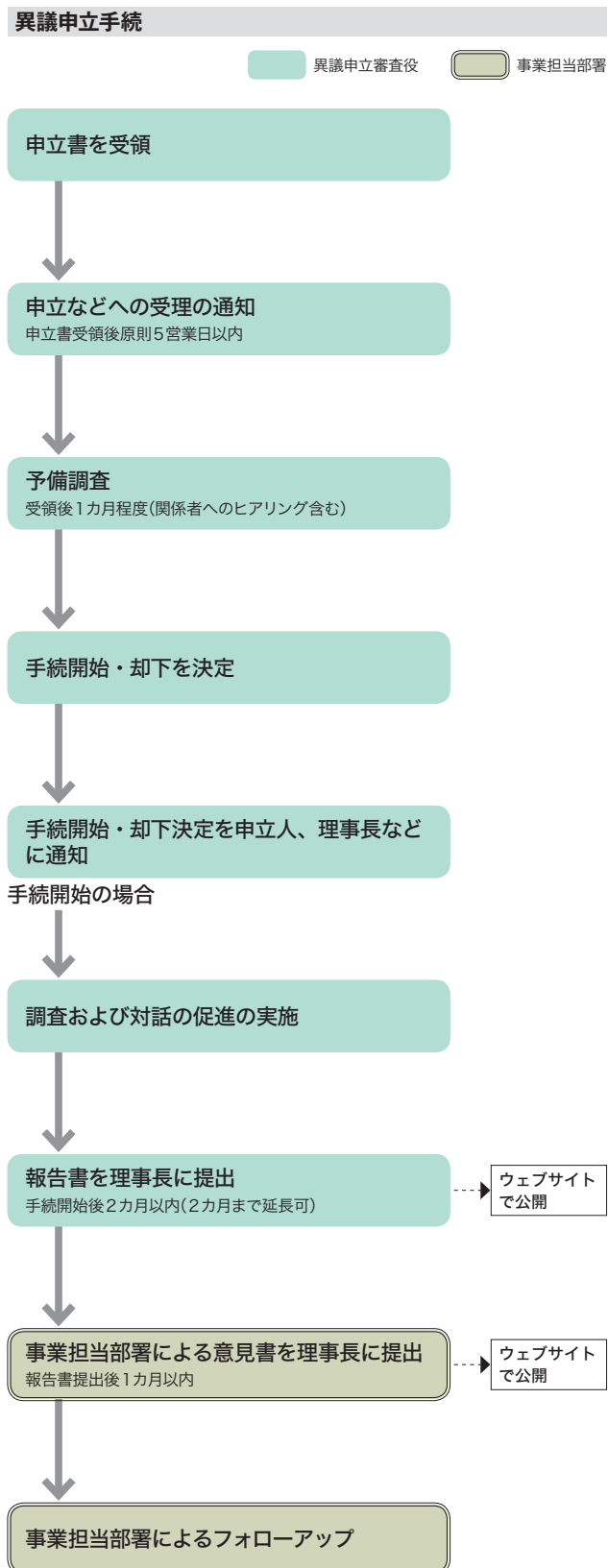
ワーキンググループからの報告を受け、助言を確定する全体会合が10回開催されました\*。

## ■ 異議申立手続の設置

異議申立手続の目的は、①ガイドラインの遵守・不遵守に関する事実を調査し、結果を理事長に報告すること、②ガイドラインの不遵守を理由に生じたJICAのプロジェクトに関する具体的な環境・社会問題についての紛争に関して、迅速な解決のため、当事者の合意に基づき当事者間の対話を促進することにあります。理事長直属の「異議申立審査役」を2名設置しており、具体的な手続きは、「国際協力機構環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続要綱(2010年4月)」に定められています。

\* JICAウェブサイト: <http://www.jica.go.jp/environment/advice/giji.html> を参照ください。

審査役は異議申立への対応のほか、広報活動、情報公開などに努めており、その活動実績は毎年、「異議申立審査役年次活動報告書」としてまとめられ、公表されています。なお、2010年度に異議申立の受領はありませんでした。



## ■ 主要援助機関との協議・協力

新ガイドラインでは、世界銀行が定めるセーフガードポリシー（世界銀行が自ら遵守するとともに、相手国政府に求める環境社会配慮要件を示したガイドライン）と大きな乖離がないことを確認し、また、適切と認める場合には、他の国際開発金融機関が定めた基準等も参照することになっています。JICAは、環境社会配慮に関する世界的動向を把握するとともに、JICAの環境社会配慮に関する取り組みについて情報を発信することを目的として、さまざまな援助機関との協議・協力を行いました。

- 第30回国際影響評価学会への参加（於：スイス・ジュネーブ 2010年4月）
- 中国輸出入銀行・韓国輸出入銀行とのセーフガード政策会合への参加（於：タイ・バンコク 2010年10月）
- 多国間金融機関(MFI)環境社会配慮担当実務者会合への参加（於：米国・ワシントン 2010年11月）
- 世界銀行、国際金融公社、アジア開発銀行とセーフガード政策運用に関する確認・協議（随時）



# リスク管理

一般金融機関が業務を行うにあたっては、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスクなどのさまざまなリスクを伴います。JICAは開発援助機関として有償資金協力業務を行っており、リスクの内容や大きさ、あるいは対処の方法は一般金融機関とは異なりますが、国際的潮流も踏まえ、一般金融機関のリスク管理手法を援用しつつ、円借款債権等を適切に管理することが重要と考えます。

具体的には、有償資金協力業務におけるリスク管理を組織的に対応すべき経営課題と位置づけ、「独立行政法人国際協力機構有償資金協力勘定統合的リスク管理規程」を策定し、同規程のなかで、JICAの有償資金協力勘定が業務の過程でさらされているさまざまなリスクを識別、測定およびモニタリングし、業務の適切性の確保と適正な損益水準の確保を図ることを目的と定めています。

JICAの業務に付随する直接的・間接的なさまざまなリスクの把握、分析および管理の状況については以下に示します。

## 信用リスク

信用リスクとは、与信先の信用状態の悪化などにより債権の回収が不可能または困難になり、損失を被るリスクです。融資を中心とする有償資金協力業務では本質的なものです。有償資金協力業務が行っている海外経済協力のための金融はその性格上、外国政府・政府機関向けのものが大半を占めることから、与信に伴う信用リスクとしてソブリンリスク(外国政府等与信に伴うリスク)の占める割合が大きいことが特徴となっています。

JICAでは公的機関としての性格を活用して、相手国政府関係当局や国際通貨基金(IMF)、世界銀行などの国際機関、地域開発金融機関、先進国の類似機関や民間金融機関との意見交換を通じて、融資先となる外国政府・政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、ソブリンリスクを評価しています。

### ①信用格付

JICAは、信用格付を制度化しており、原則としてすべての与信先に対して信用格付を付与しています。信用格付は、個別与信の判断の参考とするほか、貸倒引当金の算出、信用リスク計量化にも活用するなど、

信用リスク管理の基礎をなすものです。信用格付はJICAのリスクプロファイルを踏まえて適時見直しを行っています。

### ②資産自己査定

一般に日本の民間金融機関では金融庁の金融検査マニュアルに沿って資産自己査定を行うこととしていますが、JICA有償資金協力勘定においても金融検査マニュアルを参照し、JICAの資産の特徴を適切に査定結果に反映させるよう、監査法人と協議しながら資産自己査定を行っています。資産自己査定にあたっては、与信担当部門による第一次査定、審査管理部門による第二次査定、および監査部門による監査という体制を取っています。資産自己査定の結果については、JICAにおける与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するととどまらず、JICAの財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しています。

### ③信用リスク計量化

JICA有償資金協力勘定では、前述の個別与信管理に加えて、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化にも取り組んでいます。信用リスクの計量化にあたっては、長期の貸し出しや、ソブリンリスクを伴った融資が大半という、民間金融機関には例をみないJICAのローン・ポートフォリオの特徴、さらには公的債権者固有のバリクラブ等国際的支援の枠組みなどによる債権保全メカニズムを織り込むことが適切であり、これらの諸要素を考慮した独自の信用リスク計量化パラメータを適用のうえ、信用リスク量の計測を行っています。

## 市場リスク

市場リスクとは、為替、金利などの変動により保有する資産の価値が変動し損失を被るリスクです。このうち市場金利の変動により損失を被る金利リスクについて、有償資金協力業務では貸付期間が最長で40年に及ぶという融資の長期性に伴う金利リスクを負っていますが、資金調達において一般会計出資金を受け入れることにより金利リスク吸収力を高めています。さらに、ヘッジ目的に限定した金利スワップ取引を行い、金利変動による不利な影響の軽減に取り組んでいます。金利スワップ取引の取引相手先に関する市場性信用リスクについ

ては、取引相手先ごとの取引時価と信用状態の常時把握等により管理し、必要に応じて担保を徴求しています。

なお、有償資金協力勘定において外貨貸付金残高はなく、為替変動リスクは存在しません。

## 流動性リスク

流動性リスクとは、信用力の低下による資金調達力の低下、資産・負債の期間の不一致による資金ギャップの発生により、資金繰りが困難になるリスクを意味します。

JICA有償資金協力業務では財政投融资資金借入、財投機関債等の多様な資金調達手段を確保することに加え、資金繰りの管理を十分に行うことによって流動性リスク回避に万全を期しています。

## オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。JICAでは、オペレーショナルリスクは事務にかかわること、システムにかかわること、内外の不正などにより発生するものとしています。なお、オペレーショナルリスクについては、コンプライアンス推進の一環として管理しています。

# 海外での安全管理

開発途上国の多くは貧困問題を抱え、貧富の差から多くの一般犯罪が発生しています。また、政情が不安定でクーデターの可能性がある国や、長年、国の一部で内戦が続いている場合もあります。

内戦終結後も、政情が安定せず、治安上の問題の多い国で平和構築のために活動することが求められるケースがあります。さらに世界各地にはテロの危険性も現存しています。また、日本とは異なる交通習慣のなか、未整備な交通インフラや未熟な現地運転者による交通事故のリスクが高い国も多くあります。

JICAは、こうした状況下で活動を続ける関係者が、安全に生活し仕事ができるよう、安全対策と危機管理に力を入れています。

## ■ 研修やセミナーの実施

JICAは、出発前の専門家やボランティア、随伴家族を含めた関係者に対し、安全対策に関する研修を実施しています。研修では、地域ごとの犯罪の特徴、住居の選び方、現地の人との接し方、貴重品の保管方法、ホールドアップやカージャック、銃器犯罪などに関し、防犯と有事の対応の観点から具体的・実践的な指導・助言を行います。

また、任地に到着した時点で、JICA海外拠点より、最新の現地治安状況や防犯対策について国別の事情に特化したオリエンテーションを行っています。加えて、JICA海外拠点が中心になって、活動中の全JICA関係者による安全対策連絡協議会も年1回の頻度で開催しています。この協議会では、JICAからの現地安全情報の提供、関係者間の体験や情報の共有がなされ、同じ環境の下に暮らし、仕事をする関係者同士が、日々工夫している安全対策の具体的なノウハウを交換して安全に対する意識も高めています。

## ■ 専門的な安全対策 アドバイザーの配置

JICAは、現地での安全対策を強化するため、その国の治安や安全管理に詳しい専門人材を「安全対策アドバイザー」として活用しています。安全対策アドバイザーは、日々の治安情報の収集とJICA関係者への発信、住居防犯から交通事故対策まで、広

範囲の安全対策を実施しています。現地の犯罪傾向を熟知した安全対策アドバイザーは、過去の日本人の犯罪被害の具体例も踏まえて、適切な安全指導を行っています。

また、JICA海外拠点のない国でも、現地の治安情報を収集するための人材を配置している場合があります。

## ■ 緊急連絡網の構築

JICAは、各国で全関係者を網羅した緊急時の連絡体制を構築しています。連絡手段は、固定電話、地上波携帯電話、衛星携帯電話や無線があり、有事の際の迅速な情報伝達・安否確認などを想定して連絡体制を整備することを、安全対策の重要な柱にしています。

## ■ 安全対策のための 調査団派遣

JICAは、安全上特に懸念がある国に対しては、JICA本部や海外拠点から安全確認調査団を派遣して現地の安全状況を確認しています。この現地調査の結果に基づき、国別の細かな安全対策措置を講じています。例えば、ひとつの国に対しても州ごとの治安状況を分析して、JICA関係者の活動範囲を決定し、援助ニーズに応えるようにしています。

一般犯罪の多発している国へは、住居防犯、銃器犯罪対策などの指導のため、JICA本部から巡回指導調査団を派遣して、関係者への直接的な安全指導を行っています。

交通安全対策については、各種の指導マニュアルを作成してJICA関係者に配付するとともに、各国の交通事故発生状況を定期的に周知し、安全意識の涵養に努めています。また、現地からの要望などに応じて、交通安全指導のための調査団も派遣しています。

## ■ 防犯設備設置や 警備員備上経費の負担

専門家やボランティアなどの住居の防犯設備の設置や警備員の備上、アラーム警備体制に関しては、JICAが経費を負担しています。例えば、防犯設備では、塀のかさ上げ、ドアや窓枠の補強、鉄格子の設置、鍵の補強などの工事を必要に応じて実施しています。

## ■ 24時間危機管理体制の 実施

JICA本部は、通常の業務時間外となる平日の夜間や休日も、海外からの緊急連絡を確実に受け付け、対応できるよう待機体制を整え、365日24時間の緊急対応体制を取っています。

## ■ テロ対策

最近の懸念は、テロの可能性のある国・地域が増加してきていることです。また、近年の特徴は、国際テロ組織が起こす大規模な事件が増えていることです。これまで、中東・南アジア・アフリカなどで欧米権益などを狙ったテロが発生してきましたが、今後は日本人をターゲットにテロが起きる可能性も否定できません。リスクの高い地域で勤務するJICA関係者には、テロに巻き込まれないための具体的な注意事項を赴任前研修や到着後のオリエンテーションなどの機会にブリーフィングするなど、関係者の意識を高めてリスクを回避する努力を行っています。

## ■ 復興支援地域などにおける 安全対策

アフガニスタン、イラク、コンゴ民主共和国東部、シエラレオネ、南スーダン、パキスタンなどの紛争終結国、紛争が継続している地域でも、多くのJICA関係者が活動しています。JICAは、そうした地域で活動する他の援助機関や国連機関の対応を参考に、流動的な政情や治安状況を日々監視しつつ、行動地域の安全状況を精査し、無線や防弾車両などの必要な安全対策措置を施して事業を行っています。今後、JICAが平和構築分野や復興支援業務を増やしていくうえで、こうした安全対策のさらなる整備が不可欠です。

また、そうした活動では、誘拐、政変や暴動、テロなど予想不可能な事態もあり得ることから、潜在的な危機にいかに対処するかといった現場のノウハウが重要となります。そのため2003年から、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）e-Centre（イーセンター）との連携により、国内・海外で「安全管理研修」（Security Risk Management Training）を実施しています。

# 業績評価制度

JICAは、独立行政法人として、業務の質および効率性の向上を図るとともに、透明性を確保しつつ公共性の高い業務を確実に実施することが求められています。

そのための仕組みとして、中期的な目標管理と第三者による事後評価の制度が「独立行政法人通則法」に定められています。外務大臣が定める3～5年の中期目標の下、JICAは中期計画と年度計画を作成し、各事業年度で中期目標期間中の業務実績、自己評価結果を取りまとめて、外務省「独立行政法人評価委員会」に報告することとなっています。報告を受けた外務省「独立行政法人評価委員会」は、JICAの業務実績を評価し、評価結果は外務省のウェブサイト上に公開されることとなっています。さらに、総務省「政策評価・独立行政法人評価委員会」は、外務省「独立行政法人評価委員会」を含む各府省の「独立行政法人評価委員会」が行った法人の評価結果について横断的観点から二次的な評価を行うとともに、中期目標期間の終了時には、法人の業務を継続させる必要性、組織、業務全般の見直しを検討し、主務大臣(JICAの場合は外務大臣)に対し

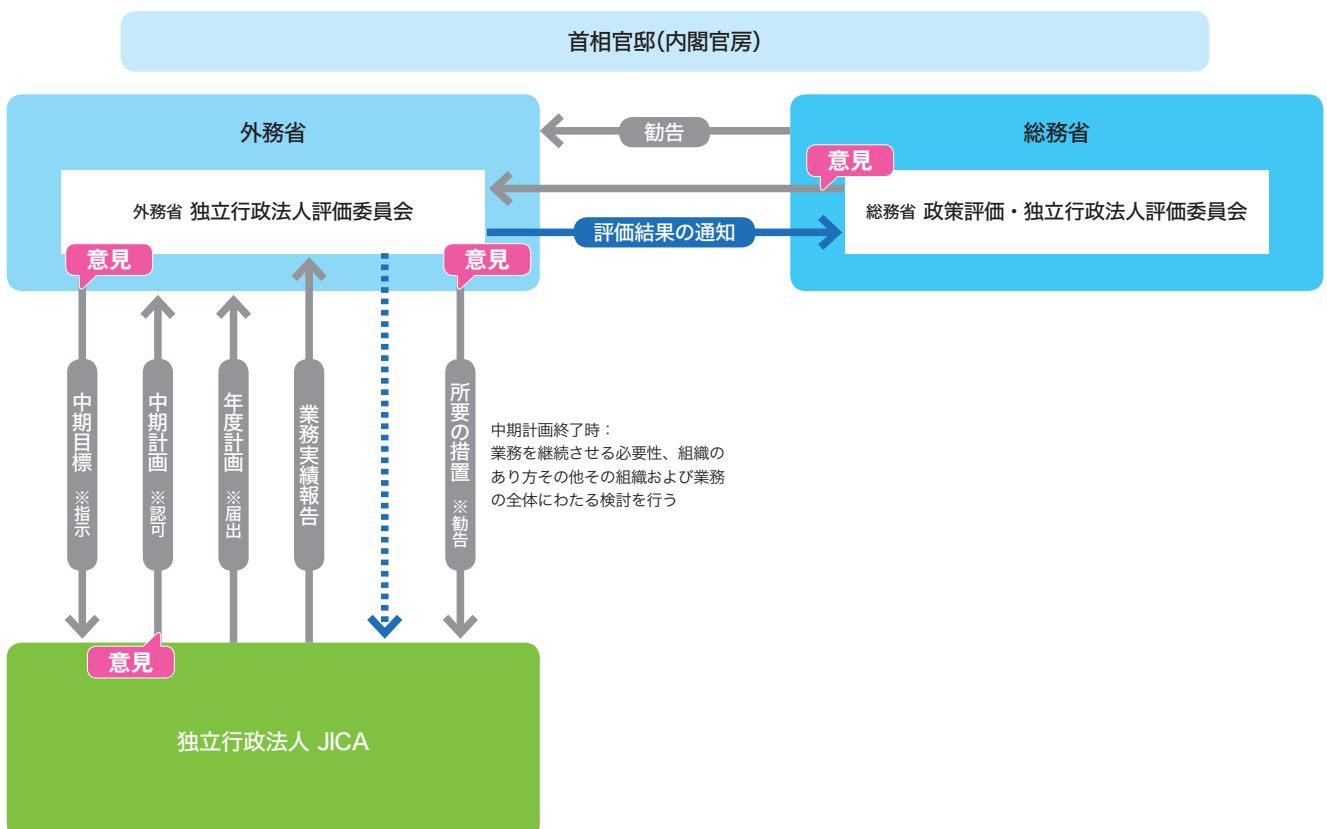
て勧告ができるとされています。

JICAでは、中期計画・年度計画の達成に向けて業務を実施し、半期ごとにその進捗状況をモニタリングしています。モニタリング結果は、外務省「独立行政法人評価委員会」と総務省「政策評価・独立行政法人評価委員会」による評価結果・勧告などとともに、業務に適切に反映することにより、不断の業務改善に取り組んでいます。

また、JICA内部に「業績評価委員会」を設置し、外部有識者の参画も得て、業務実績に関する検討と審議を行い、業務の質の向上、効率化を図っています。

現行の中期計画(2007～11年度)は、2008年10月の旧国際協力銀行(JBIC)の海外経済協力業務(円借款など)との統合を踏まえ、統合効果を最大限に発揮する組織・業務体制の定着、援助事業のプログラム化推進による技術協力・有償資金協力・無償資金協力の相乗効果の発揮、人間の安全保障の視点も重視した事業の質および効果向上、業務・経費の効率化などを目標として掲げています。

## 独法JICAの業務運営と業績評価の仕組み

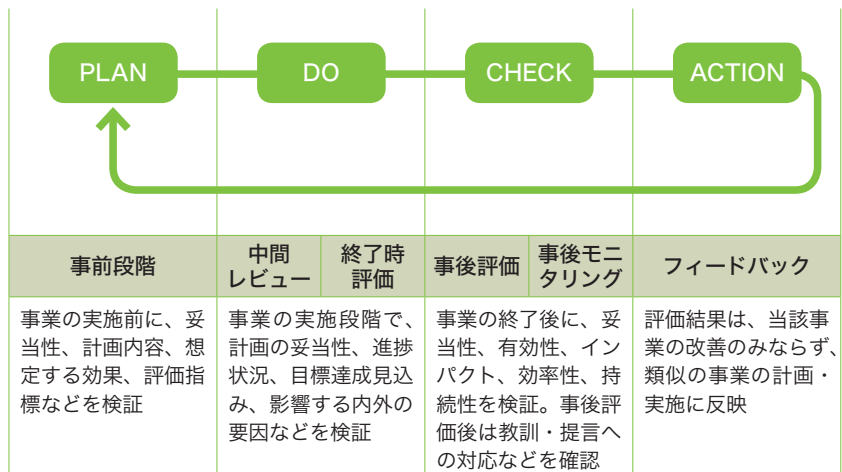




# 事業評価システム

JICAは、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の援助スキームに共通して、PDCA (Plan、Do、Check、Action) サイクルを活用した事業評価を行っています。援助スキームの特性、支援の期間、効果発現のタイミングなども反映しながら、プロジェクトの事前段階から、実施、事後の段階、フィードバックまで、一貫した枠組みによる評価を行っています。PDCAサイクルの各段階で評価を行うことにより、プロジェクトの開発成果の向上に努めています。

PDCAサイクル



## JICAの事業評価システム

### 1. プロジェクトのPDCAサイクルに沿った一貫した評価(図参照)

### 2. 援助スキーム間で整合性のある手法・視点による評価

JICAでは、援助スキームの特性を考慮しながら、基本的な枠組みを共通にすることで、一貫した考え方による評価の実施と評価結果の活用を目指しています。PDCAサイクルに沿った、プロジェクトの各段階の評価、OECD DACによる国際的なODA評価の視点である「DAC評価5項目」(表参照)による評価、レーティング制度などの開発により、統一感のある評価結果を公表しています。

### 3. プログラム・レベルの評価による横断的・総合的な評価

特定のテーマや開発目標を切り口として、JICAの協力を総合的に評価・分析することにより、共通する提言・教訓を抽出しています。これまでは開発課題や地域、援助手法などを切り口とした「テーマ別評価」を実施してきましたが、今後は、開発途上国の中長期的な開発目標への戦略的な枠組みとして取り組んでいる「協力プログラム」の評価手法なども検討していきます。

### 4. 客観性と透明性を確保した評価

事業実施の効果を客観的な視点で検証することが求められる事後評価には、すでに外部評価を取り入れています。今後も評価の客観性、透明性の向上に努めま

す。また、外部者の視点が事業評価に反映される仕組みとして外部有識者で構成される事業評価外部有識者委員会から、評価の方針や評価体制、手法などに関する助言を得ています。

### 5. 評価結果の活用を重視する評価

プロジェクトの各段階の評価結果がPDCAサイクルの「Action」につながるようにフィードバック体制を強化しています。評価結果は対象プロジェクトの改善に関する提言、実施中のプロジェクトや将来の類似プロジェクトに対する教訓として生かされます。さらに、相手国政府への評価結果のフィードバックや評価自体の合同実施により、評価結果が相手国政府のプロジェクト、プログラム、開発政策などの上位政策に反映されるよう努めています。

DAC評価5項目による評価の視点

妥当性 (relevance)	プロジェクトの目標は、受益者のニーズと合致しているか、問題や課題の解決策としてプロジェクトのアプローチは適切か、相手国の政策や日本の援助政策との整合性はあるかなどの正当性や必要性を問う。
有効性 (effectiveness)	主にプロジェクトの実施によって、プロジェクトの目標が達成され、受益者や対象社会に便益がもたらされているかなどを問う。
インパクト (impact)	プロジェクトの実施によってもたらされる、正・負の変化を問う。直接・間接の効果、予期した・しなかった効果を含む。
効率性 (efficiency)	主にプロジェクトのコストと効果の関係に着目し、投入した資源が効果的に活用されているかなどを問う。
持続性 (sustainability)	プロジェクトで生まれた効果が、協力終了後も持続しているかを問う。

# 業務改善への取り組み

JICAでは、組織業務改善に向けていくつかの取り組みを実施してきました。2008年10月のJICAと国際協力銀行(JBIC)の海外経済協力部門の統合から1年半にわたって実施してきたモニタリングとともに、2010年6月に外務省が発表した「ODAのあり方に関する検討 最終とりまとめ」や政府による事業仕分け結果等を踏まえ、①援助の戦略性強化、②効率的な援助の実現に向けた取り組み、③国際社会におけるリーダーシップの発揮、④国民の理解と支持の促進、⑤JICAの組織能力の強化、⑥適正かつ効率的な組織業務運営の6項目について改めて詳細に検討し、今後の業務改善の取り組みの方向性を整理しています。

また、その実現に向けて以下の3つの施策を実施しています。

これらの取り組みを通じて、自律的・能動的に新たな価値創造を提供・発信することを目指します。

## 組織体制の改善に向けた取り組み

経営戦略機能の強化として、業務の絞り込みや新しい事業形態の開発等の事業企画と、それを実現するために必要な組織のあり方等を組織横断的に検討することを目的としたタスクフォースを設置しました。

ASEAN向け業務や日本政府の新成長戦略への対応を強化する観点から、東南アジア第一・大洋州部と東南アジア第二部を東南アジア・大洋州部に統合しました。また、各開発課題に対応する分野をより広くとらえ、効率性、柔軟性を向上するため、公共政策部、産業開発部、経済基盤開発部の3部を2部に再編しています。

これらの組織改編を通じて、新JICA設立当初の26部体制から23部体制に再編しました。さらに社内文書の決裁プロセスの合理化、意思決定の迅速化、責任・権限の明確化、管理スパンの適正化を達成するための組織の効率化を推進しています。

## コスト縮減・調達の競争性向上に向けた取り組み

事業仕分け等の結果も踏まえ、コストのさらなる削減と合理化、調達の競争性向上に取り組みました。

コスト縮減の取り組みの例としては、職員・専門家

等の海外渡航の航空運賃をエコノミークラスを基本とする制度に改め、また、航空券手配に競争入札を導入したことが挙げられます。

また、調達の競争性向上の取り組みの例としては、競争性のない随意契約に対する第三者による網羅的な点検、定型的な事務処理に関する業務委託契約への総合評価落札方式の導入、競争参加の容易化(独自の登録制度の廃止、プロポーザルの作成負担軽減)、実施予定案件情報の前広な公開等が挙げられます。今後とも、独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針(2010年閣議決定)等を踏まえ、適切な見直しを行っていきます。

## 在外機能の強化

在外機能の強化として、各海外拠点における体制強化や事業環境の変化に応じた海外拠点配置の見直しを進めています。また、在外の最前線への職員配置を推進しているところです。

# ISOへの取り組み

JICAは、世界の一員として、持続的発展との調和を図りながら、人類すべての生命を取り巻く地球環境の保全へ向けて最善を尽くすため、環境問題への取り組みを積極的に進めています。2004年4月1日に「環境方針」を公表し、環境マネジメントシステムの本格運用を開始しました。2005年度には国内全機関でISO14001を認証取得し、その後2007年度と2010年度に認証を更新しました。

## ■ 環境マネジメントのISO14001

ISO14001は、環境問題がきわめて大きな関心を集めていることを背景に、「環境マネジメントシステム」の構築・運用について、ISO (International Organization for Standardization: 国際標準化機構) が定めた国際規格です。組織活動によって生じる環境負荷を予防・低減し、環境によりよい影響を与える取り組みを、PDCAサイクル(Plan → Do → Check → Action)で継続的に改善していくことが求められます。

## ■ 環境への取り組み

JICAは「JICA環境方針」に基づき、環境配慮を進めています。

### 「JICA環境方針」の基本方針

私たちは、独立行政法人国際協力機構法に明記された「開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通して、国際協力の促進ならびにわが国及び国際経済社会の健全な発展に資する」という使命に基づき、環境関連の法規制を遵守しながら地球環境保全に貢献するとともに、自らの活動により生じる環境負荷を予防・低減するために、環境マネジメントシステムの活用を通じ、継続的にこれを改善していきます。

## ■ 国際協力を通じた環境対策の推進

ODAの実施機関として、日本政府の援助政策を踏まえ、環境の保全や改善に貢献する協力を推進します。

- ▶ 開発途上国における環境保全に貢献する国際協力事業の推進
- 気候変動に関する取り組み【→P.108を参照ください】
- ▶ 環境社会配慮ガイドラインの遵守による、開発事業

等が引き起こす可能性のある環境影響の緩和

【→P.158を参照ください】

## ■ 環境啓発活動の推進

環境に関する知識・情報を集積し、人々の環境意識の向上を図ります。

- ▶ JICAの環境への取り組みの紹介等を通じた啓発・教育活動の展開
- ▶ 環境問題についての継続的な調査・研究の実施および提言
- ▶ セミナー開催、オリエンテーションの実施等による、JICA役職員、JICA業務に従事する者に対する継続的な研修・訓練の実施

## ■ オフィスおよび所有施設における環境配慮活動の推進

事務・事業の活動から生じる環境負荷の軽減に向けて、環境に配慮した活動を推進します。

- ▶ 廃棄物の削減、省資源、省エネルギー、資源リサイクル活動の推進
- ▶ グリーン購入法等に基づく環境配慮物品の調達の促進

## ■ 環境法規制等の遵守

JICAが適用を受ける環境法規制等を遵守します。

その他の取り組みなど、詳細はJICAウェブサイトを参照ください。

URL:

<http://www.jica.go.jp/environment/index.html>



# 東日本大震災への対応

## JICAの知見・経験・ネットワークを生かして

未曾有の大災害となった東日本大震災に対し、JICAは公的機関としての責務を果たすとともに、海外における災害緊急援助や防災分野等の協力により蓄積した知見、経験を国内で生かし、人材、ネットワーク、施設などを活用した支援活動を行いました。

JICAは震災当日に理事長を本部長とする安全対策本部を設置して海外からの研修員等関係者の安否確認を行い、3月13日に福島県からの要請を受けて、二本松青年海外協力隊訓練所(JICA二本松)において福島第一原子力発電所周辺地域からの避難住民の受け入れを開始しました。

応援職員を派遣し急増する避難住民をサポートするなかで、開発アプローチで用いる住民参加型の会議を早期に開催して住民自治の原則を確認するとともに、ニーズを踏まえた支援活動を展開しました。被災者の生活の質の改善への支援が必要となりつつある段階では、派遣国の治安悪化に伴い一時的に退避している青年海外協力隊員等によるボランティア活動を開始し、開発途上国の現場で培った

経験も踏まえ、健康面や幼児教育のサポートを継続的に行いました。

海外からの国際的な支援を調整するために日本政府が受け入れた国連災害評価調整(UNDAC)チームや国連人道問題調整事務所(UNOCHA)のチームに対して、同チームへの参加資格を有するJICAの要員をメンバーとして派遣し、国際緊急援助の現場で培った知見とネットワークを生かし貢献しました。また、海外医療チームの活動も支援しました。

さらに、市民による被災地支援の中心的役割を担うNGOの活動への協力として、施設の提供や復興支援の知見を有する職員の派遣を行いました。

被災地で得られた防災情報を分析し、国際的な発信につなげるために、東北大学との調査・研究協力を進めたほか\*



福島県のJICA二本松への避難住民による記念植樹と清掃活動。「感謝、旅立ち」の文字が刻まれる

4月28日には他機関との共催により「水と災害に関する東京会議」を開催し、国連事務総長や岩手県知事(いずれもビデオ参加)をはじめとする国内外の有識者の参加を得ました。また、復興プロセスにおける事例や教訓を取りまとめ、国際的な発信や途上国支援へ活用するための準備を行っています。そのほか、職員派遣、ボランティア派遣、施設の活用、物資の提供等の取り組みの概要は下表のとおりです。

JICAは被災者支援と復旧・復興支援を通じて得られた知見を開発途上国に対する国際協力にも役立てていきます。

\* 調査に関する報告はJICAのウェブサイト(英文)を参照ください。http://www.jica.go.jp/english/operations/thematic\_issues/water/earthquake/index.html

施設提供	
帰宅困難者対応(在京施設)	市ヶ谷、広尾、幡ヶ谷の施設を提供
透析患者の受け入れ(JICA東京)	JICA東京にて最大100名受け入れ
退避留学生の受け入れ(JICA大阪)	一時的に60名の留学生とその家族を受け入れ
二次避難所としての施設抛却	職員住宅、筑波国際センター、広尾センター、麻布分室を二次避難所として財務省理財局の使用可能施設リストに掲載
現地被災者への協力	
国際的な支援への協力	国連災害評価調整(UNDAC)チーム、国連人道問題調整事務所(UNOCHA)の活動を支援(JICA施設提供および事務支援)。海外医療チームにJICA関係者が同行
福島県避難者への協力(JICA二本松)	福島県の要請を受け、避難所として提供。最大時453名を受け入れ 職員を継続的に派遣し、住民支援を展開。医療や幼児教育等の生活面の支援のために、青年海外協力隊員およびシニア海外ボランティアを派遣 JICAからの義援金の一部を用いた炊き出しを実施
宮城県東松島市避難所運営支援	避難所運営支援のため、青年海外協力隊員を派遣 派遣中の青年海外協力隊員に関する調整業務のため職員を派遣
岩手県の「遠野まごころネット」を通じた三陸各地への協力	青年海外協力隊員、シニア海外ボランティア、職員等をボランティアとして派遣(泥だし、家屋整理、物資仕分け、炊き出し、ニーズ調査等)。また、職員を派遣し、「遠野まごころネット」の事務局機能をサポート。ボランティア移動用に国際センター(JICA筑波、横浜、中部等)のバスを貸与
ボランティア情報ステーション立ち上げ支援	「助けあいジャパン」への協力として仙台駅のボランティアステーション立ち上げを支援
NGO/NPOへの協力	
東北支部会議室提供	ジャパンプラットフォーム/国際協力NGOセンター(JANIC)東日本大震災広域調整事務所に対し、事務所スペースの供与
ジャパンプラットフォーム	職員を派遣
国際協力NGOセンター(JANIC)	職員を派遣
せんだい・みやぎNPOセンター	職員を派遣
その他	震災に関する活動報告会・ボランティア説明会等に施設を貸し出し(地球ひろば、JICA東京、中部等)
義援金	国内外のJICA勤務者や開発途上国政府関係者からの義援金5,454万円を被災3県とJANICへ贈与。
世界からのメッセージ発信	途上国100カ国からの3,000件を越す励ましのメッセージ(見舞いや励ましの言葉、これまでの日本の支援に感謝し、復興に向けた協力を誓う声等)の一部をJICA二本松と東松島市で掲示のほか、各国内機関や各県の国際交流協会、埼玉県立総合教育センター、グローバルフェスタ等で掲示。震災に関連し、特別展「世界はつながっている」を地球ひろばで開催
被災地復興の教訓とりまとめ・国際的発信に向けた準備	
水と災害に関する国際会議	2011年4月28日東京にて開催
第3回防災グローバル・プラットフォーム会合	2011年5月13日ジュネーブにて開催された会合に参加